

手続きの手引き

「令和7年度 戸建住宅におけるV2H普及促進事業」

本手引きは、実施要綱及び交付要綱に基づき事業内容についてご案内するものです。本助成事業に申請しようとする申請者及び手続き代行者の方は申請前にご一読いただき、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

ホームページでは「よくある質問・回答」もご用意しておりますので、こちらをご参照ください。

（お問い合わせ先・申請先）

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

担当：モビリティチーム 戸建 V2H 担当

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 10階

TEL : 03-6633-3823

ホームページ：

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/v2h-r7>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時～13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	5
1 事業概要	6
1.1 目的	6
1.2 事業スキーム	6
1.3 申請スケジュールについて	7
(1) 基本的な申請の流れ（遡及対応を除く）	7
(2) 申請受付期間と事業年度の適用	7
(3) スケジュールフロー	8
申請パターン：A（令和7年度遡及対応）	9
申請パターン：B（令和7年度遡及対応）	10
申請パターン：C（通常の申請）	11
2 助成内容	12
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	12
2.2 助成対象となる「戸建住宅」について	12
2.3 助成対象機器（交付要綱第4条参照）	13
2.4 助成対象経費（交付要綱第5条参照）	14
2.4.1 複数機器が接続できるパワーコンディショナーの申請について	15
2.5 助成金額（交付要綱第6条参照）	15
(1) 通常の申請	15
(2) 増額申請	16
2.6 増額申請要件（交付要綱第6条参照）	17
①【太陽光発電システム】の提出書類例	18
②【EVまたはPHEV】の提出書類例	21
2.7 リフォーム瑕疵保険への助成について	27
3 事前申込	29
3.1 事前申込手続き（交付要綱第7条参照）	29
(1) 申請について	29

(2)	申請方法	29
(3)	申請受付期間	29
3.2	手続代行者（交付要綱第13条、第14条参照）	30
3.3	事前申込情報の変更・廃止（交付要綱第8条、第9条参照）	30
(1)	廃止	30
(2)	申請者情報の変更	30
(3)	認証用メールアドレスの変更（オンライン申請者のみ）	30
3.4	事前申込者の地位の承継（交付要綱第10条、第11条参照）	31
4	交付申請兼実績報告	32
4.1	交付申請兼実績報告（交付要綱第12条参照）	32
(1)	申請について	32
(2)	申請方法	32
(3)	交付申請兼実績報告の受付期間	32
4.2	助成金の交付決定（交付要綱第15条参照）	32
4.3	助成金交付の条件（交付要綱第16条参照）	33
4.4	申請の撤回（交付要綱第17条参照）	35
4.5	助成事業者情報の変更に伴う届出（交付要綱第20条参照）	35
4.6	被交付者の地位承継（交付要綱第21条、第22条参照）	35
(1)	一般承継による被交付者の地位承継	35
(2)	契約等による被交付者の地位承継	35
5	管理、譲渡等の報告等	37
5.1	財産の管理（交付要綱第23条参照）	37
5.2	財産の処分（交付要綱第24条参照）	37
(1)	処分の例	37
(2)	処分制限期間（交付要綱別表第4参照）	38
(3)	返還額の算出	38
(4)	処分の手続き	39
(5)	返還金免除要件	40

(6)	処分手続きの流れ	40
6	交付決定の取消し	41
6.1	交付決定の取消し（交付要綱第25条参照）	41
6.2	助成金の返還（交付要綱第26条参照）	41
6.3	違約加算金（交付要綱第27条参照）	41
6.4	延滞金（交付要綱第28条参照）	41
6.5	他の助成金等の一時停止（交付要綱第29条参照）	41
7	交付申請兼実績報告時の提出書類について	42
7.1	提出書類の準備	42
(1)	申請者本人確認書類	42
(2)	建物の登記事項証明書（登記簿）	43
(3)	対象機器の売買契約書の写し	44
(4)	対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳	45
(5)	対象機器の保証書の写し	46
(6)	V2Hを設置する建物の全景写真	48
(7)	助成対象機器の型番及び製造番号（銘板）を示す写真	48
7.2	提出書類チェックリスト	49

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

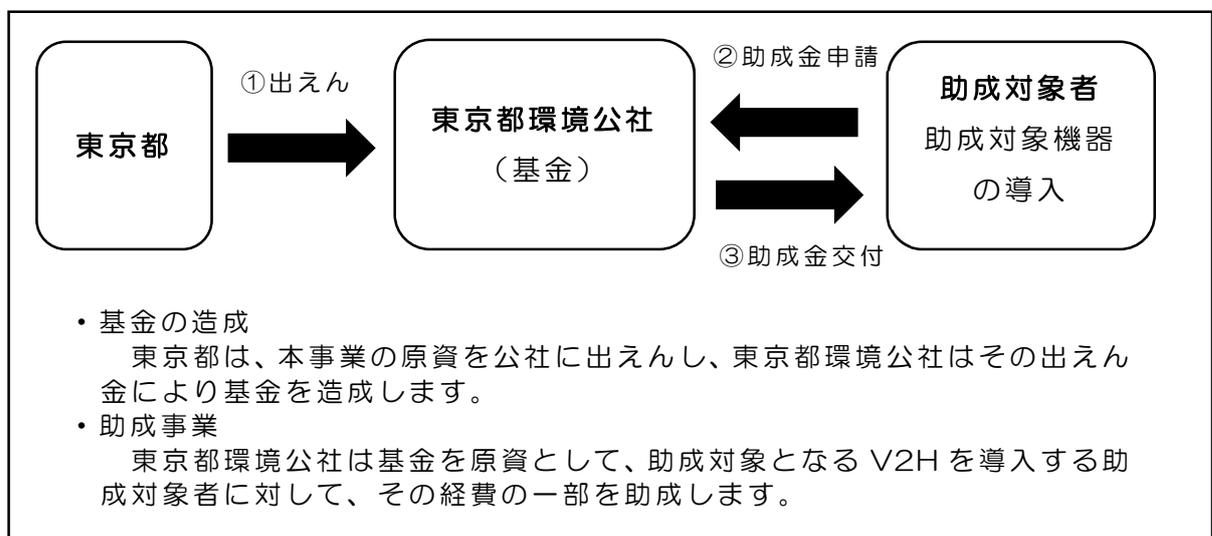
1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象機器を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象機器の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

1 事業概要

1.1 目的

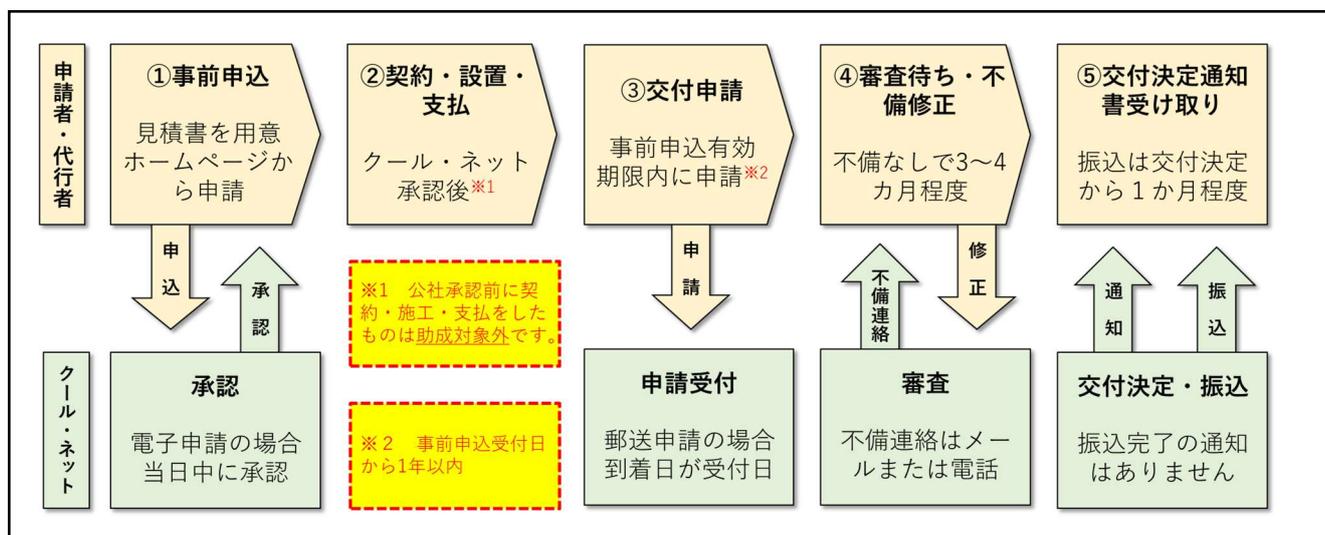
戸建住宅におけるV2H普及促進事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社が、都内の個人、事業者が都内の戸建住宅に対しV2Hを導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、太陽光発電による電気の有効利用と家庭における非常時のエネルギー自立性の向上を目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 申請スケジュールについて

(1) 基本的な申請の流れ（遡及対応を除く）



※パターン別のスケジュールフローは次ページ以降でご案内しています。

(2) 申請受付期間と事業年度の適用

- 各年度の申請受付期間は以下となります。
- 前年度（令和6年度）と今年度（令和7年度）の助成金の適用については「**事前申込**」を受け付けた日で判断いたします。

申請受付期間と停止期間

◆ 令和6年度事業

事前申込：令和7年3月31日受付終了

◆ 令和7年度事業

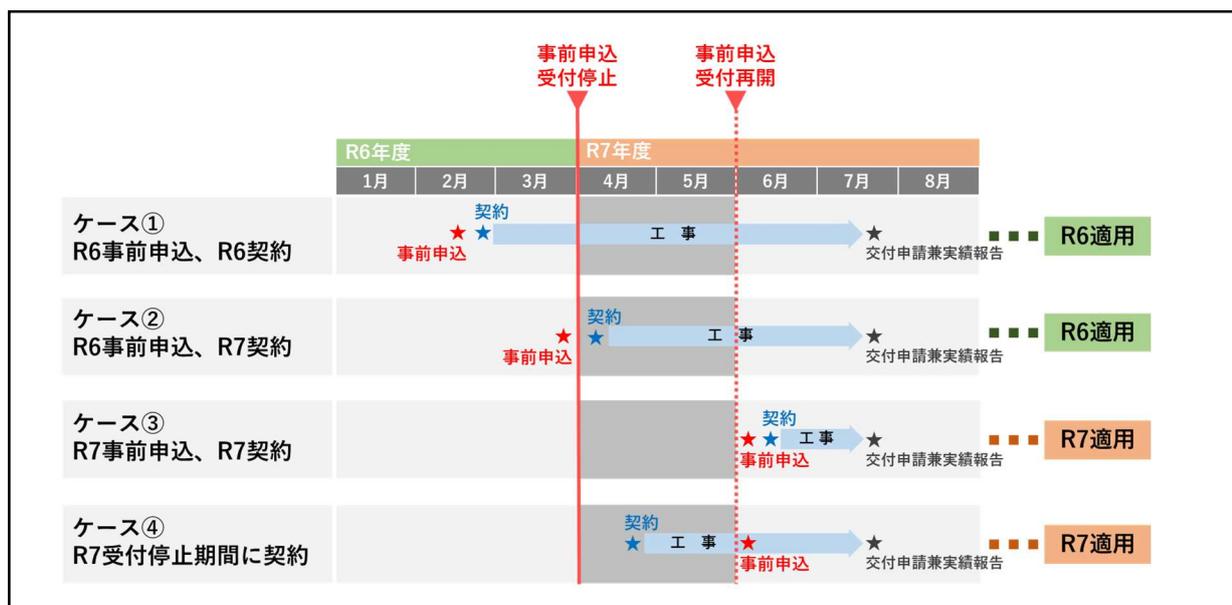
事前申込：令和7年5月30日 受付開始

交付申請兼実績報告：令和7年6月30日 受付開始

注意事項 事前申込受付停止期間の契約・設置について（R7年度遡及対応）

令和6年度に事前申込をしていない場合、事前申込受付停止期間を含む令和7年4月1日から令和7年6月30日までに契約締結、又は契約・工事完了された事業については、各助成要件への適合を前提に、令和7年度事業の助成対象とします。令和8年3月31日までに事前申込を行ったのち、事前申込有効期限（1年）以内に交付申請兼実績報告を提出してください。

・ 「事前申込」のタイミングと適用年度の例



(3) スケジュールフロー

今年度の申請スケジュールフローについては、以下の3パターンとなります（詳細は次ページ以降）。

・ 申請パターン A (R7年度遡及対応)

令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間に、V2Hを契約、設置済みの場合

・ 申請パターン B (R7年度遡及対応)

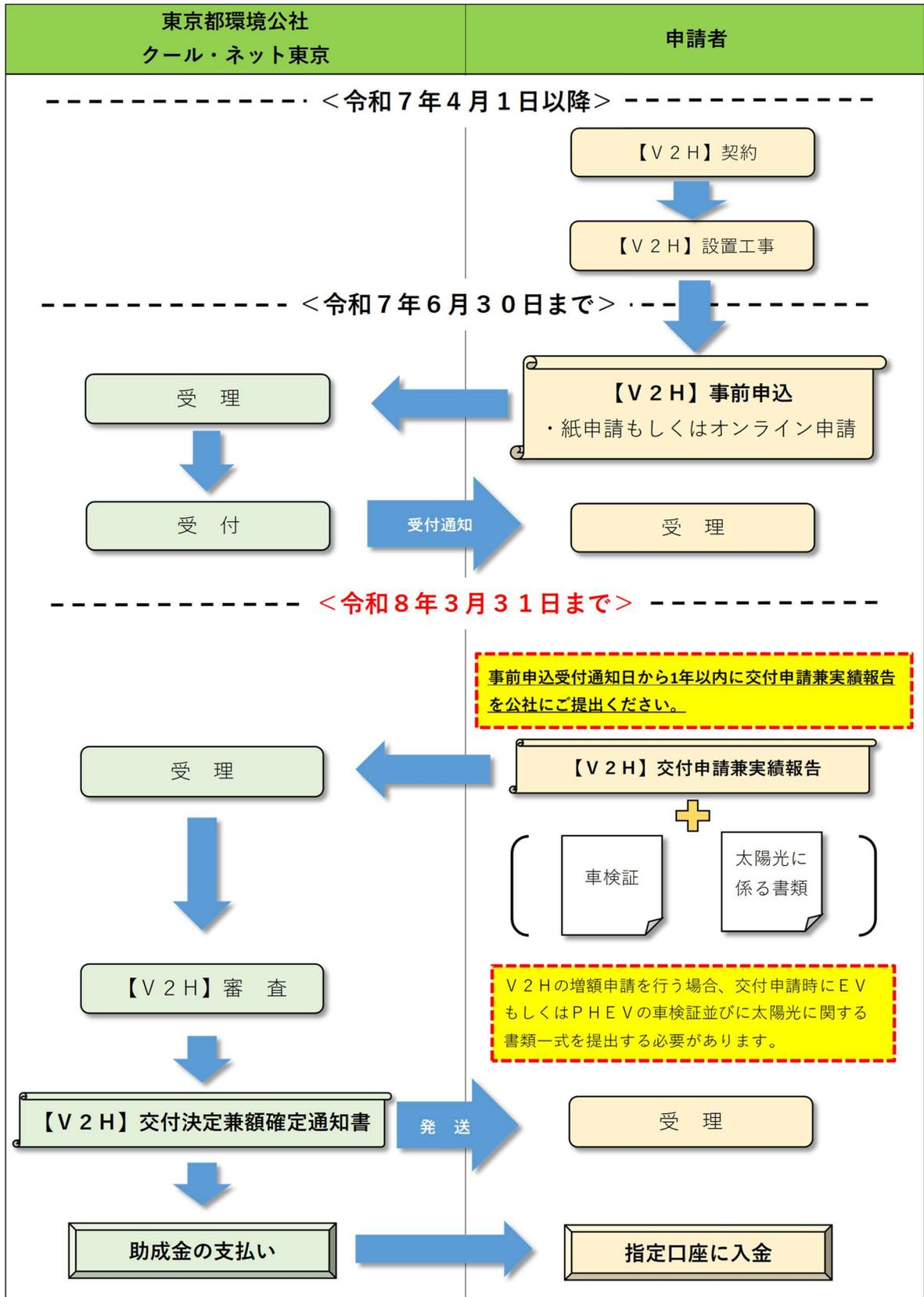
令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間に、V2Hを契約済みで未設置の場合

・ 申請パターン C (通常の申請)

事前申込を行い、事前申込受付通知後に契約・設置を行ってください。

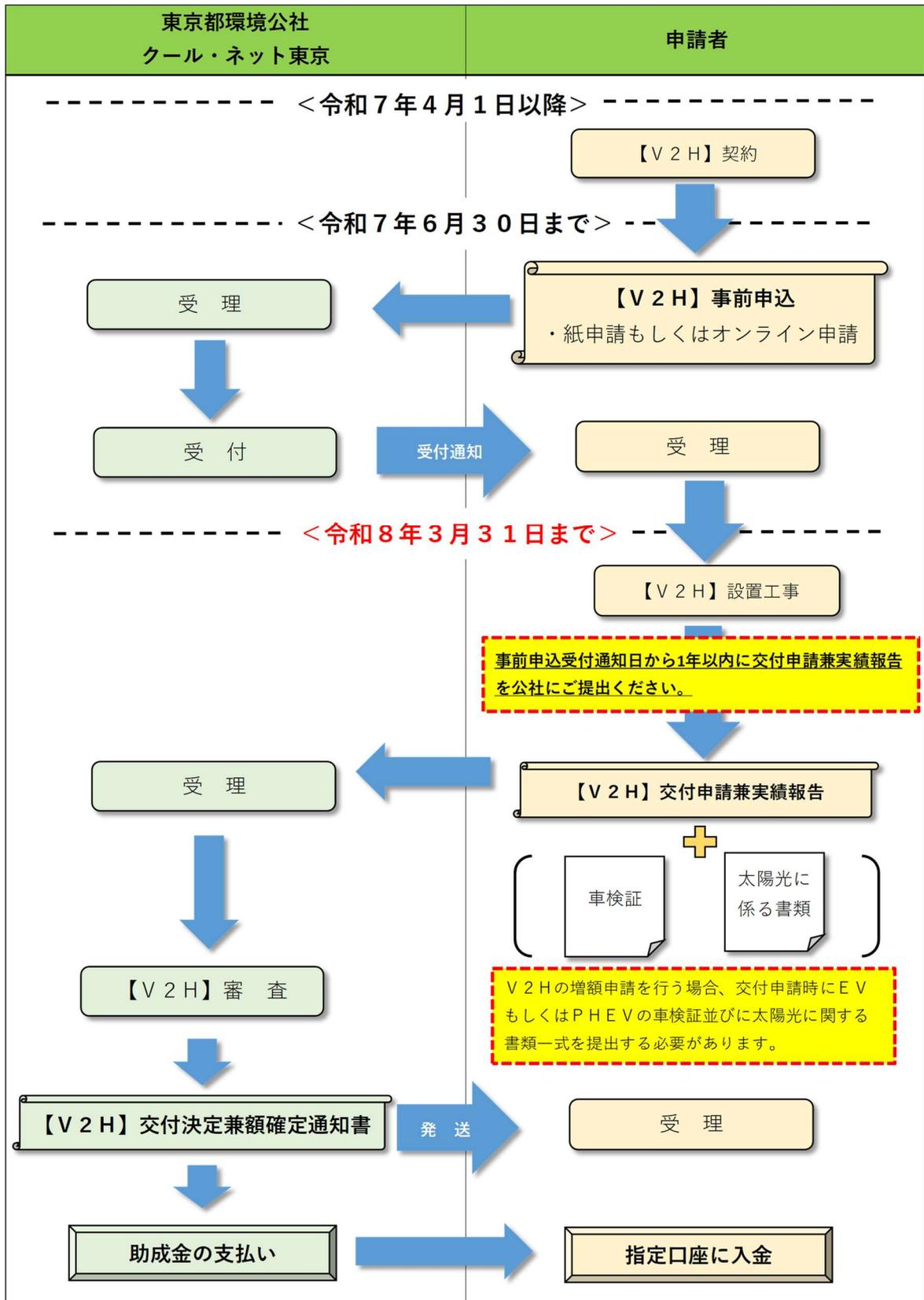
申請パターン：A（令和7年度遡及対応）

令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間に、V2Hを契約、設置済みの場合、**令和8年3月31日までに事前申込を申請後**、事前申込受付通知日から1年以内に「交付申請兼実績報告」を提出ください。



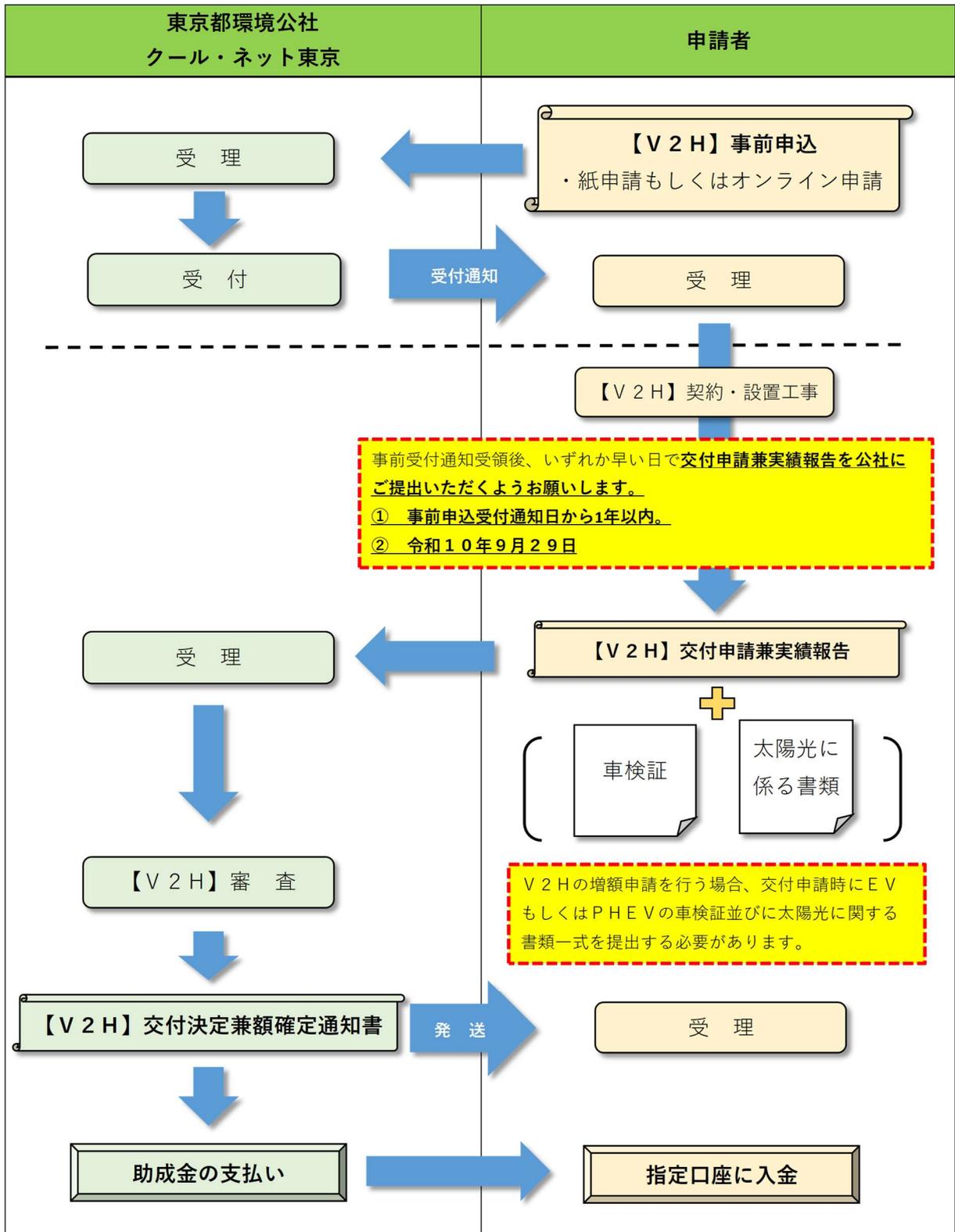
申請パターン：B（令和7年度遡及対応）

令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間に、V2Hを契約済みで未設置の場合、**令和8年3月31日までに事前申込を申請後**、事前申込受付通知日から1年以内に「交付申請兼実績報告」を提出ください。



申請パターン：C（通常の申請）

パターンA～Bを除き、V2H設置に係る売買契約やリース契約は事前申込を申請後、事前申込受付通知日から契約を締結してください（リフォーム瑕疵保険含む）。その後事前申込受付通知日から1年以内に「交付申請兼実績報告」を提出ください。



2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

- 助成対象者の種別及び要件

種別	要件
①個人	・ 助成金の交付対象となるV2Hを所有し、都内の戸建住宅に設置する個人
②事業者	・ 助成金の交付対象となるV2Hを所有し、都内の戸建住宅に設置する事業者
③リース事業者	・ 助成金の交付対象となるV2Hをリース契約により上記①②に対して貸与するリース事業者 ・ 当該V2Hを貸与され使用している上記①②と共同で助成金の交付に係る申請を行う者に限る

ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・ 税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

2.2 助成対象となる「戸建住宅」について

「戸建住宅」とは、建物の現在もしくは全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が「居宅」の表記があるものとし、主たる用途が併記されている場合は種類によって認められるケースがございます（※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。）。

注意事項 「区分登記」がされている建物の取り扱いについて

登記簿に専有部分の家屋番号が複数ある「区分登記」の建物、居宅等の居住スペースが複数あるもの、共同住宅が含まれるもの等は「共同住宅」として助成対象外となります。

本事業ではなく「充電設備普及促進事業」への申請をお願いいたします。

「区分登記」における事業振り分けの例

- ・ 登記簿に「専有部分の家屋番号」の表記があり、各専有部で居宅が1件、残りが事務所や店舗等（非居住スペース）となっている ⇒ 「本事業」で申請
- ・ 登記簿に「専有部分の家屋番号」の表記があり、居宅が複数件ある、または共同住宅がある ⇒ 「充電設備普及促進事業」で申請

2.3 助成対象機器（交付要綱第4条参照）

● V2Hの要件

- 令和7年4月1日から令和10年9月29日までの間に都内の戸建住宅に設置されるV2Hであること。
- 中古品でないこと。
- 助成対象者が都内の戸建住宅に設置日から継続して設置し、使用するV2Hであること。

※本事業における設置日とは、V2Hの購入の事実を証明する書類（領収書等）に記載された領収日を、V2Hの設置日とみなします。

- 都の他のV2H助成金の交付を重複して受けていないこと。
※本助成金において、都のV2H以外の助成金や、都以外の補助金・助成金の受給の制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。
- 交付申請兼実績報告を提出した日において、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」という。）の対象機種になっていること。
-

※ 対象機種は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター
トップページ <http://www.cev-pc.or.jp/>

2.4 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

$$\text{助成対象経費} = \text{V2H本体の実際購入費} + \text{設置に係る工事費}$$

（消費税及び地方消費税を除く。）

助成対象経費のポイント

全体	1	当社が必要かつ適切と認めたもの																									
	2	<p>助成対象経費は、事前申込受付日以降に、助成対象機器等の売買契約又はリース等の契約を締結するものに限り（遡及対応を除く）。</p> <p>※「事前申込受付日」は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オンライン申請</u> → <u>メール通知日以降</u> ・ <u>紙申請</u> → <u>返送された申請書に記載の受領日以降</u> 																									
本体購入費	3	本体購入費における助成対象経費は、必ず適正価格にしてください。なお適正価格はメーカーの希望小売価格を上限とします。																									
	4	本体価格の値引きがある場合は、値引き後の本体価格を助成対象経費とします。																									
設置工事費	5	設置工事費について必ず適正価格にしてください。また、調査・確認のうえ、金額の設定について悪質と判断した場合、虚偽申請とみなし、今後“公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの”となる可能性があります。																									
	6	<p>設置工事費に含める工事の項目は、令和5年度CEV補助金（V2H充放電設備）業務実施細則の別表の「設置場所区分が個人宅の場合」に記載された項目に従います。</p> <p style="text-align: right;">▼令和5年度CEV補助金（V2H充放電設備）業務実施細則の別表の「設置場所区分が個人宅の場合」抜粋</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>1</td><td>基礎工事</td></tr> <tr><td>2</td><td>据付工事</td></tr> <tr><td>3</td><td>本体搬入費</td></tr> <tr><td>4</td><td>電気配線工事</td></tr> <tr><td>5</td><td>配管工事</td></tr> <tr><td>6</td><td>ブレーカー設置工事</td></tr> <tr><td>7</td><td>切替開閉器設置工事</td></tr> <tr><td>8</td><td>開閉器盤設置工事</td></tr> <tr><td>9</td><td>雑材・消耗品、養生費</td></tr> <tr><td>10</td><td>レイアウト検討費</td></tr> <tr><td>11</td><td>電力会社協議費</td></tr> <tr><td>12</td><td>小屋設置工事</td></tr> <tr><td>13</td><td>離島への運搬費</td></tr> </table> <p>右表に加え、東京都では、設置に係る付属品（通信ケーブルや通信アダプター等）が設置工事費に含まれます。</p> <p>ただし、以下の費用は設置工事費に含めません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃材処理費 ・ 諸費用や諸経費など 	1	基礎工事	2	据付工事	3	本体搬入費	4	電気配線工事	5	配管工事	6	ブレーカー設置工事	7	切替開閉器設置工事	8	開閉器盤設置工事	9	雑材・消耗品、養生費	10	レイアウト検討費	11	電力会社協議費	12	小屋設置工事	13
1	基礎工事																										
2	据付工事																										
3	本体搬入費																										
4	電気配線工事																										
5	配管工事																										
6	ブレーカー設置工事																										
7	切替開閉器設置工事																										
8	開閉器盤設置工事																										
9	雑材・消耗品、養生費																										
10	レイアウト検討費																										
11	電力会社協議費																										
12	小屋設置工事																										
13	離島への運搬費																										

2.4.1 複数機器が接続できるパワーコンディショナーの申請について

ハイブリッド型など、申請機器から独立したパワーコンディショナー（以下、パワコン）がある機器について、同パワコンに係る東京都の蓄電池または太陽光の助成金を併せて受ける場合は、下記の優先度を参考にいずれかの事業にまとめて、パワコンに係る費用をご申請ください。

- 申請順（同時で設置するものがある場合）

蓄電池 > V2H > 太陽光発電システム

例：蓄電池とV2Hで申請する場合、パワコンに係る費用は蓄電池事業で申請

- 助成対象経費の考え方

V2H本体費用 + パワコン本体費用 = 本体費用の助成対象経費
 V2H工事費用 + パワコン工事費用 = 工事費用の助成対象経費

- V2H側にてハイブリッドパワコンに係る費用を申請する際は、ハイブリッドパワコンに対する保証書や領収書など V2H の本体機器における申請と同じように書類の提出が必要です。詳しくは「**7.2 提出書類チェックリスト**」の項目をご確認ください。

2.5 助成金額（交付要綱第6条参照）

（1）通常の申請

- 助成対象経費の2分の1の額とします。
- 助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合には、**助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額**とします。

助成金額 = 助成対象経費 × 1 / 2 - 国その他の団体の補助金
 （千円未満切捨て 上限50万円）

★助成額シミュレーション

【国補助なし】 （万円）

助成対象経費				都補助額
本体	工事	計	1 / 2	
55	40	95	47.5	47.5
70	40	110	55	50

【国補助あり】

(万円)

助成対象経費				国			都補助額	国+都
本体	工事	計	1 / 2	本体	工事	計		
55	40	95	47.5	27.5	40	67.5	0※	67.5
70	40	110	55	30	20	50	5	55

※都補助額が「0」となるケースにおいては申請できません。

(2) 増額申請

- V2H設置後の交付申請兼実績報告時に次ページに記載した要件を満たした「太陽光発電システム」及び「電気自動車もしくはプラグインハイブリッド自動車」を所有している場合に増額申請が可能で、助成対象経費が全額となります。
- 助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額とします。

$$\text{助成金額} = \text{助成対象経費} \times 10 / 10 - \text{国その他の団体の補助金}$$

(千円未満切捨て 上限100万円)

★助成額シミュレーション

【国補助なし】

(万円)

助成対象経費				10/10	都補助額
本体	工事	計			
55	40	95	95	95	
70	40	110	110	100	

【国補助あり】

(万円)

助成対象経費				国補助額			都補助額	国+都
本体	工事	計	10/10	本体	工事	計		
55	40	95	95	20	20	40	55	95
70	40	110	110	40	30	70	40	110

※都補助額が「0」となるケースにおいては申請できません。

2.6 増額申請要件（交付要綱第6条参照）

Ⅴ2H交付申請兼実績報告提出時に、以下の要件を満たす「太陽光発電システム」と「電気自動車もしくはプラグインハイブリッド自動車」を所有している場合、増額申請ができます。

<p>①太陽光発電システム</p>	<p>ア 発電出力が50kW未満であること。</p> <p>イ 設置場所が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置又は自動車保管場所証明書（車庫証明書）若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置にあること。</p> <p>ウ 当該太陽光発電システムにより供給される電力を、当該太陽光発電システムを設置する戸建住宅で使用する者であること。</p> <p>エ 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが、次ページの「交付要綱別表第2」に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、エの要件は不問となります。</p> </div>
<p>②EVまたはPHEV</p>	<p>ア 自動車検査証の燃料の種類に電気自動車又はプラグインハイブリッド車であることを示す記載があること。</p> <p>イ 助成対象機器が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置又は自動車保管場所証明書（車庫証明書）若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に設置されること。</p>

①【太陽光発電システム】の提出書類例

ア、イ、ウの確認ができる書類の例

※必要項目が記載されているものに限りです。

※記載内容によっては以下の書類から複数書類のご提出をお願いさせていただきます。

書類名	発行者	備考
検針票	電力事業者	購入料金のお知らせなど ・申請受付日から6カ月以内に発行されているもの。
電力会社のWEB明細	電力事業者	「購入実績お知らせサービス」「Web検針票」など ・申請受付日から6カ月以内に発行されているもの。
接続契約のご案内	電力事業者	・発電住所が地番の場合、住所と一致するものが必要。 ・受給開始希望日が原則交付申請兼実績報告日より前になるもの。 ※ウを満たすためには申請受付日から6カ月以内に発行されている必要があります。 ※受給開始希望日が申請日より後になる場合、確認をとらせていただき、他の書類をご提出いただく場合がございます。
系統連絡協議依頼書の控え	電力事業者	・電力会社の返答が記入されているもの。 ・受給開始希望日が原則交付申請兼実績報告日より前になるもの。 ※受給開始希望日が申請日より後になる場合、確認をとらせていただき、他の書類をご提出いただく場合がございます。

工の確認ができる書類の例

(必要項目が記載されているものに限ります。また記載内容によっては以下の書類から複数書類のご提出を求める可能性もございます。)

書類名	発行者	備考
太陽光設置による保証書	メーカーなど	モジュールの型式の記載があるもの
出力対比表	設置事業者、メーカーなど	
太陽光設置における契約書及び竣工図など	設置事業者など	例：納品書、工事請負契約書、完工証明書など
再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）	JPEA 代行申請センター	モジュールの型式の記載があるものに限る
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明について	JPEA 代行申請センター	モジュールの型式の記載があるものに限る
下記別表もしくは他の国、都、クール・ネット東京もしくは区市町村で定める太陽光発電システム設置に関連した助成事業を受けたことがわかる書類	国、地方公共団体など	<p>・下記助成事業を受けた<u>交付決定通知書、額確定通知書をご提出ください。</u></p> <p>認証対象外のものでも、上記の証明書類を提出し、クール・ネット東京が認めた場合、要件を満たす書類の一つとして認める。</p> <p><u>（当時の申請書や助成金を受領した際の振込明細及び証明書、予約受付通知書は不可。）</u></p> <p>・<u>実績期間が終了していない場合、額確定通知書など設置後に発行される書類をご提出ください。</u></p>

交付要綱別表第2

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省	住宅用太陽光発電モニター事業（平成6年度から平成8年度まで）
2	資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電導入基盤整備事業（平成9年度から平成13年度まで）

3		住宅用太陽光発電導入促進事業（平成 14 年度から平成 17 年度まで）
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業（平成 20 年度から平成 23 年度まで）
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業（平成 23 年度から平成 25 年度まで）
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（平成 25 年度から平成 27 年度まで）
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（平成 21 年度及び平成 22 年度）
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業（平成 23 年度及び平成 24 年度）

②【EVまたはPHEV】の提出書類例

ア、イの確認ができる書類の例

書類名	発行者	備考
自動車検査証	運輸局	電子車検証の場合、自動車検査証記録事項を提出
自動車保管場所証明書（車庫証明）または保管場所標章番号通知書	警察署	※車検証の「使用の本拠の位置」とV2Hの設置場所が一致しない場合のみ必要 ※上記車検証と合わせて提出

注意事項 車庫証明での車両の位置の確認について

都内で取得した自動車保管場所証明書（車庫証明書）若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所とV2Hの設置場所が一致していれば、増額申請として認められる可能性があります。ただし車庫証明における保管場所の要件を満たしているものに限りです。

（例）使用の本拠の位置が住民票と同じ住所（Aとする）であるが、Aとは別に2km圏内に所有の家屋の住所（Bとする）があり、そこで車庫証明を取得・登録し、Bにて太陽光が設置されている場合（使用の本拠の位置≠A）
⇒ **車庫証明書もしくは保管場所標章番号通知書に記載の保管場所の位置とBの住所が同一 あれば、増額可能。**

■ ①-エ 太陽光モジュール認証の確認方法

エの要件における太陽光モジュール認証は主に下記リストに掲載されているかどうかで判断します

(1) JP-AC 太陽光パネル型式登録リスト 【A 認証のみ】

<https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=01528000003rz40AAA>

★ 検索方法

- ① 上記リストを開く。
- ② リスト上で「CTRL+F」を押す。

JP-AC太陽光パネル型式登録リスト

・変換効率：設備認定では、セル実効変換効率(小数第二位を切り捨て)を用いているため、カタログ値と異なる場合があります。
 ・2015年2月20日に登録種別の欄を追加しました。

登録種別	登録要件	使用できる申請の範囲
A登録	認証要件及び変換効率要件の充足	10kW未満太陽光、10kW以上太陽光
B登録	変換効率要件の充足	10kW以上太陽光

・電子申請システムでのメーカー表記の変更履歴(2015年4月1日～)

旧表記	表記の変更日
アグロニ	2015年4月3日
エイゲイコムソーラー	2016年11月18日
現代工業グリーンエネルギー	2017年5月9日
LONG	2017年8月30日
SHINSUNG E&G	2017年9月15日
東光エネルギーシステムズ	2017年10月6日
JUMAO PHOTONICS	2017年10月20日
JURE	2019年1月31日
JURE	2019年1月31日
JURE	2019年1月31日
JINZHOU YANGGUANG ENERGY	2019年8月23日

② この画面で「Ctrl」+「F」を押し、検索窓を出す

メーカー	型式	登録種別	出力(W)	セル実効変換効率(%)	太陽電池種類
ABLYTEK	6MH6A325-B0	A	325	21.5	単結晶
ABLYTEK	6MH6A330-B0	A	330	21.8	単結晶
ABLYTEK	6MH6A335-B0	A	335	22.1	単結晶
ABLYTEK	6MH6C385-B0	A	385	21.2	単結晶
ABLYTEK	6MH6C390-B0	A	390	21.5	単結晶
ABLYTEK	6MH6C395-B0	A	395	21.7	単結晶
ABLYTEK	6MH6C400-B0	A	400	22.0	単結晶
ABLYTEK	6MN48145-B0	A	145	18.5	単結晶
ABLYTEK	6MN48150	A	150	19.6	単結晶
ABLYTEK	6MN48150-B0	A	150	19.2	単結晶
ABLYTEK	6MN48155-B0	A	155	19.8	単結晶
ABLYTEK	6MN48160-B0	A	160	20.4	単結晶
ABLYTEK	6MN5A210	A	210	17.6	単結晶
ABLYTEK	6MN5A215	A	215	18.0	単結晶
ABLYTEK	6MN5A220	A	220	18.4	単結晶
ABLYTEK	6MN5A220-B0	A	220	18.0	単結晶
ABLYTEK	6MN5A225	A	225	18.9	単結晶
ABLYTEK	6MN5A225-B0	A	225	18.4	単結晶

(2) JETPVm 認証製品リスト

⇒ https://www.jet.or.jp/common/data/products/solar/JETPVm_list.pdf

★ 検索方法

- ① 上記リストを開く。
- ② リスト上で「CTRL+F」を押す。

The screenshot shows a PDF document titled "JETPVm 認証製品リスト (PV Module List of JETPVm Certificate)". The search bar at the top right contains the text "PV-MX180H". A red box highlights the search bar and the text "② この画面で「Ctrl」+「F」で検索窓を出す。".

2022年12月28日現在
as of December 28, 2022
一般財団法人 電気安全環境研究所(JET)

認証取得者: 三菱電機株式会社 中津川製作所
Certificate recipient: MITSUBISHI ELECTRIC CORPORATION, NAKATSUGAWA WORKS

No.	認証書番号 Certificate number	認証製品の型名 Certificated type name	認証登録日 Date of certificate issue	試験基準 Test standard	公称最大出力(W) Nominal Pmax (W)
-----	-----------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	-----------------------	-------------------------------

注1. 認証されたモデルには認証マークが表示されています。
注2. JIS規格とIEC規格の差異は次のとおりです。
JISC8990(2009年)とIEC61215ED_2(2005年)は同一な試験内容です。
JISC8991(2011年)とIEC61646ED_2(2008年)は同一な試験内容です。
JISC8992-1(2010年)とIEC61730-1ED_1(2004年)は同一な試験内容です。
JISC8992-2(2010年)とIEC61730-2ED_1(2004年)は同一な試験内容です。

注3. 認証の有効期間は、認証取得日から5年間です。
有効期限とは、認証取得者(登録者)が認証登録製品を製造し出荷することが出来る期限であり、

Note 1: The certified PV modules have the JET PVm certification marks attached or printed on them.
Note 2: There are no differences in the required tests between JIS standards and corresponding IEC standards.
IEC61215 Ed. 2(2005) tests are same as JIS C 8990(2009).
IEC61646 Ed. 2(2008) tests are same as JIS C 8991(2011).
IEC61730-1 Ed. 1(2004) tests are same as JIS C 8992-1(2010).
IEC61730-2 Ed. 1(2004) tests are same as JIS C 8992-2(2010).
Note 3: The certifications are valid for five years after their issuance.
"The term of validity of certification" is the term during which certificate holders (registrants) can manufacture and ship certified and registered products, and products manufactured and shipped in this term remain certified and registered even after expiry of the term.

認証取消モデルは、以下のとおり。
The withdrawn models are as follows.

No.	前認証書番号 Former Certificate number	型名 Type name	認証取消日 Withdrawn Date	取消理由 Cancellation reason
-----	-------------------------------------	-----------------	-------------------------	-----------------------------

- ③ 型式を入力する。

The screenshot shows the same PDF document as above, but the search bar is now empty. A red box highlights the search bar and the text "③ 型式を入力する。".

2022年12月28日現在
as of December 28, 2022
一般財団法人 電気安全環境研究所(JET)

認証取得者: 三菱電機株式会社 中津川製作所
Certificate recipient: MITSUBISHI ELECTRIC CORPORATION, NAKATSUGAWA WORKS

No.	認証書番号 Certificate number	認証製品の型名 Certificated type name	認証登録日 Date of certificate issue	試験基準 Test standard	公称最大出力(W) Nominal Pmax (W)
-----	-----------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	-----------------------	-------------------------------

注1. 認証されたモデルには認証マークが表示されています。
注2. JIS規格とIEC規格の差異は次のとおりです。
JISC8990(2009年)とIEC61215ED_2(2005年)は同一な試験内容です。
JISC8991(2011年)とIEC61646ED_2(2008年)は同一な試験内容です。
JISC8992-1(2010年)とIEC61730-1ED_1(2004年)は同一な試験内容です。
JISC8992-2(2010年)とIEC61730-2ED_1(2004年)は同一な試験内容です。

注3. 認証の有効期間は、認証取得日から5年間です。
有効期限とは、認証取得者(登録者)が認証登録製品を製造し出荷することが出来る期限であり、

Note
Note
Note
"The term of validity of certification" is the term during which certificate holders (registrants) can manufacture and ship certified and registered products, and products manufactured and shipped in this term remain certified and registered even after expiry of the term.

認証取消モデルは、以下のとおり。
The withdrawn models are as follows.

No.	前認証書番号 Former Certificate number	型名 Type name	認証取消日 Withdrawn Date	取消理由 Cancellation reason
-----	-------------------------------------	-----------------	-------------------------	-----------------------------

④ 検索結果が表示される。

104		PV-UD190MF5		
105		PV-UD195MF5		
106		PV-UE120MF5N		
107		PV-UE125MF5N		
108		PV-UE130MF5N		
112		PV-EF46MS		
113		PV-EF40MS		
114		PV-EF35MS		
115	PV01-53102-1012	WPV-MG190HX	2011.04.01	有効期限切れ
116		PV-MX0925HXT		
117	PV01-53202-1002	PV-MX180H	2013.11.11	有効期限切れ
118		PV-MX185H		
119		PV-MX0925HH		
120		PV-MX0925HL		
121		PV-MX0925HR		
122		PV-MG185HX		
123	PV01-53202-1003	PV-EE115MF5F	2014.01.21	有効期限切れ
124		PV-EE120MF5F		
125		PV-EE125MF5F		
126		PV-EE130MF5F		
127		PV-EE135MF5F		
128	PV01-53202-1004	PV-AD165MF5	2014.03.18	有効期限切れ
129		PV-AD170MF5		
130		PV-AD175MF5		
131		PV-AD180MF5		
132		PV-AD185MF5		
133		PV-AD190MF5		

④ 検索結果が表示される。期限切れ等関わらず、掲載があれば認証済み。

(3) (1),(2)どちらにも該当がない場合

- ◆ 下記別表に定める助成制度または都、クール・ネット東京もしくは区市町村で定める太陽光発電システム設置に関連した交付決定通知書や額確定通知書をご提出ください。

認証対象外のものでもクール・ネット東京や国等地方公共団体が別で実施する太陽光発電システムにおける助成事業が当該事業の定める要件と同等であるとクール・ネット東京が認めた場合、モジュール認証の要件を満たすものとします。

- ◆ 太陽光に係る助成事業の実績報告期間がまだ終了していない場合、交付決定通知書では設置しているかどうか未確定のため、額確定通知書など設置後に発行される証明書をご提出してください。
- ◆ 設置業者もしくはモジュールのメーカーにご確認を頂き、設置されているモジュールが JET 認証若しくは IECCEE-CB 認証制度に参加する他国の認証機関で認証されたもの等の第三者機関による認証書を提出することが出来る場合は認証書を太陽光増額書類と一緒に送付してください。

※ (1)、(2)、(3)の要件を満たす書類が用意できない場合、太陽光増額申請の対象外となる場合がございます。

■ 別表

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー 庁	住宅用太陽光発電モニター事業（平成6年度から平成8年度まで）
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業（平成9年度から平成13年度まで）
3		住宅用太陽光発電導入促進事業（平成14年度から平成17年度まで）
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業（平成20年度から平成23年度まで）
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業（平成23年度から平成25年度まで）
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（平成25年度から平成27年度まで）
7	クール・ネット	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（平成21年度及び平成22年度）
8	東京	住宅用創エネルギー機器等導入促進事業（平成23年度及び平成24年度）

2.7 リフォーム瑕疵保険への助成について

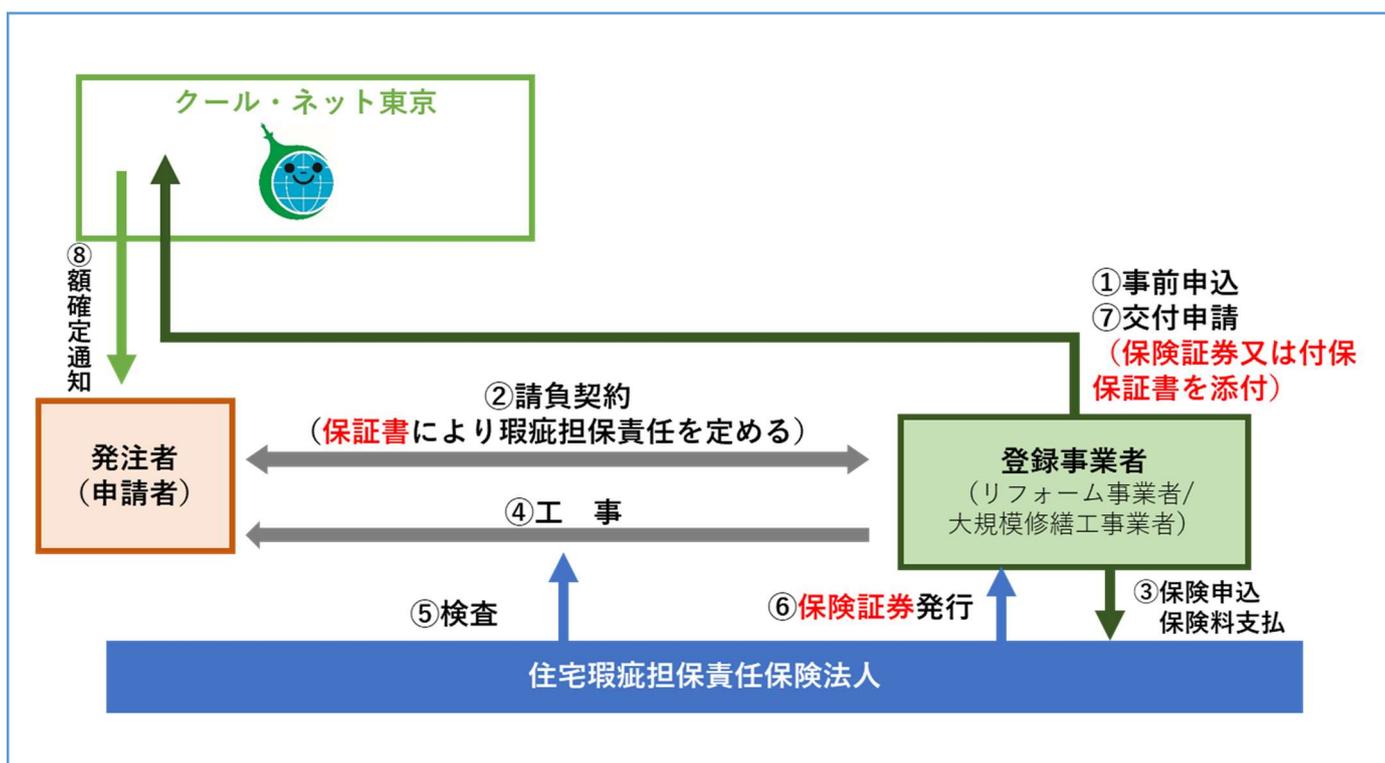
リフォーム瑕疵保険とは

リフォーム工事をした部分に欠陥が見つかった際、欠陥の補修費用をなどまかなう保険。
リフォーム瑕疵保険にはリフォーム事業者が加入します。

◆助成要件

- 事前申込後の保険契約締結であること。（遡及対応を除く。）
- 発注者（＝助成対象者＝申請者）が保険料を支払っていること。
- 保険加入事業者が、発注者と工事請負契約を締結している事業者であること。
- 助成対象機器の設置工事に係るリフォーム瑕疵保険であること。
- 助成対象機器を設置する際に、保険に新規で加入していること。
- 保険証券の所在地が、設備導入住宅の住所と一致すること。
- 他事業で同一契約のリフォーム瑕疵保険等を申請していないこと。

〈申請スキーム〉



※リフォーム瑕疵保険に係る助成への申請は、助成対象機器の申請と同一フォームで行います。

※他事業と重複しての申請はできません。※契約（証券番号）が異なる場合は可。

1 契約の中に対象設備が複数ある場合は、下記のいずれか 1 つの該当事業で申請してください。

- ・既存住宅における省エネ改修促進事業
- ・家庭における蓄電池導入促進事業
- ・家庭における太陽光発電導入促進事業
- ・熱と電気の有効利用促進事業
- ・戸建住宅における V2H 普及促進事業

◆助成対象経費

リフォーム瑕疵保険等の加入に係る保険料及び検査料

◆助成金額

1 契約あたり 7,000 円

※ただし、同一のリフォーム瑕疵保険に対して国または地方公共団体の補助金を併用する場合は、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付します。

◆住宅瑕疵担保責任保険法人

住宅瑕疵担保責任保険法人は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条の規定に基づき、国土交通大臣に指定された法人です。

対象法人は下記サイトで確認が可能です。

■住宅瑕疵担保責任保険法人（住宅瑕疵担保制度ポータルサイト）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/rikouhou/insurancecorp.html>

3 事前申込

3.1 事前申込手続き（交付要綱第7条参照）

（1）申請について

助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「助成対象者」という。）は、助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結する前に事前申込を行ってください（遡及対応を除く）。申し込みには該当するV2Hの見積書の添付が必要です。

注意事項 リースの場合の申請について（交付要綱第7条参照）

リースでの申請の場合「機器貸与者」と「機器使用者」の共同申請となります。事前申込前に両方で情報共有および合意の上ご申請ください。

（2）申請方法

本事業ホームページの「事前申込」から申請してください。

- ※ 申請方法は「オンライン申請」と「紙申請」がありますが、令和7年度事業では特別な事情がない限りオンラインでの申請を推奨しています。（紙での申請の場合手続きに時間を要するため）
- ※ オンライン申請の詳しいやり方は本事業ホームページの「事前申込の手引き」をご参照ください。

（3）申請受付期間

本事業は、令和9年度まで実施しますが、事前申込の受付は年度ごとに期間を設けて行います。本助成金の事前申請は、以下の日までに申請してください。

令和7年度事前申込受付期限：令和8年3月31日（火）17時

注意事項 令和7年度遡及対応の事前申込受付期限について

令和7年4月1日～令和7年6月30日までの間にV2Hの契約締結等を行っている場合も令和8年3月31日までの間に事前申込を行ってください。

3.2 手続代行者（交付要綱第 13 条、第 14 条参照）

助成対象者は、「事前申込」「交付申請兼実績報告」に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金に係る手続の代行を行う者（以下、「手続代行者」という。）は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請兼実績報告等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

注意事項 公社からの連絡について

- ・ 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として手続代行者に連絡をします。
- ・ 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんのでご注意ください。

3.3 事前申込情報の変更・廃止（交付要綱第 8 条、第 9 条参照）

申請した事前申込を変更または廃止する場合、以下の申請を行う必要があります。

（1）廃止

事前申込を廃止しようとするときは「事前申込廃止届」を公社に提出してください。事前申込をオンラインで行った方は下記助成金確認画面の「事前申込の廃止はこちら」からご申請ください。

戸建住宅におけるV2H普及促進事業助成金申請の確認画面

[○事前申込の廃止はこちら](#) [○認証メールアドレスの変更はこちら](#) [○変更申請はこちら](#)

（2）申請者情報の変更

申請者の氏名、住所、法人名称、代表者の氏名を変更した場合は速やかに事前申込者情報の変更を申請してください。

※申請者自体を変更することはできません。地位の承継をする場合は「3.4 事前申込者の地位の承継」をご参照ください。

（3）認証用メールアドレスの変更（オンライン申請者のみ）

オンライン申請時に登録した認証用メールアドレスを変更する場合、上記助成金確認画面の「認証用メールアドレスの変更はこちら」からご申請ください。

3.4 事前申込者の地位の承継（交付要綱第 10 条、第 11 条参照）

相続、法人の合併又は分割、売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等により事前申込者の地位の承継を行おうとする場合、速やかに公社に申し出てください。

4 交付申請兼実績報告

4.1 交付申請兼実績報告（交付要綱第12条参照）

（1）申請について

事前申込の承認を得て、申請の要件を満たした方は「交付申請兼実績報告」を行ってください。申請に必要な書類については「7.2 提出書類チェックリスト」をご参照ください。

注意事項 リースの場合の申請について（交付要綱第7条参照）

リースでの申請の場合「機器貸与者」と「機器使用者」の共同申請となります。そのため両方で情報共有および合意の上ご申請ください。

（2）申請方法

オンライン申請の場合は「事前申込」の際にメールでご案内した「確認画面」のアドレス、または本事業ホームページの「交付申請兼実績報告」から申請してください。

※申請方法は特別な事情がない限りオンラインでの申請を推奨しています。（紙での申請の場合手続きに時間を要するため）

（3）交付申請兼実績報告の受付期間

交付申請兼実績報告は、事前申込受付通知日以降、次のいずれか早い日までに提出してください。

- ① 事前申込受付通知日から1年以内
 - 事前申請後、発行される通知日から1年以内に申請してください。
- ② 令和10年9月29日まで

4.2 助成金の交付決定（交付要綱第15条参照）

公社は、「交付申請兼実績報告」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付を決定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対し助成金交付決定を通知いたします。

※ 電子で申請された場合、交付決定通知書はマイページ上で確認できる電子通

知での発行となります。（手続代行者に申請手続きの代行を依頼する場合を除きます。）

- ※ 手続代行者に申請手続きの代行を依頼する場合、助成金の交付決定通知は封書で郵送にて行います。送付先は、原則助成対象者宛となります。対象機器の設置場所が助成対象者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。
- ※ 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、不交付とする場合についても、助成対象者に対し、その結果を通知いたします。

4.3 助成金交付の条件（交付要綱第 16 条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。

① 補助金の受給

助成対象経費について、本助成金以外に都及び公社の他の同種の助成金に交付を重複して受給しないこと。国及び区市町村の補助金については併給可能です。

注意事項 令和 4 年度の東京都の V2H 事業に申請した場合

令和 4 年度における電気自動車等の普及促進事業（V2H）に申請し交付決定通知を受けた方は、本事業に申請することは出来ません。（助成金の受給を受ける前に同事業の「助成事業廃止届」を提出した場合を除きます）

② 増額申請要件の継続

増額申請を行う場合、設置完了報告時までその要件を満たし、また助成金受給後も処分制限期間の間、継続してその要件を満たすこと。

③ 安全性等の確認

助成対象機器について立地上又は構造上危険な状態にないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また、助成対象者に対して、公社が求めた場合には、対象機器の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

④ 現地調査への協力

公社は、対象機器の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。申請者は、対象機器から供給される電力等

を使用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の設置完了報告を行うものとします。（設置完了申請書に記載されている〈誓約事項〉を必ずご確認ください。）

⑤ 会社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、会社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、会社の指定する期日までに会社に対して提供することに同意した上で、助成金の設置完了報告を行うものとします。

なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を会社に提供させることができるものとします。

⑥ 機器の管理・運用

申請者は要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し、整備し、又は効用の増加した財産を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

⑦ 法令の遵守

申請者は助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、本要綱その他法令の規定を遵守すること。

⑧ 成果の検証等の調査協力及び普及啓発の実施

助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が50%を超える法人については、会社又は東京都から要請があった場合には、本事業の成果を検証するために必要な情報について、当該調査に協力し提供することとします。

また、会社又は東京都から要請があった場合には、本事業及びその他電気自動車等、外部給電器又はV2Hに関する普及啓発について普及啓発を実施することとします。

⑨ キャッシュバック等について

本申請について、契約を締結するにあたり、キャッシュバック等（※）を利用する場合は、その額は助成対象経費から除き申請することとします。

※ 「キャッシュバック等」とは、キャッシュバックや協賛金（工事实績のHP掲載に対する謝礼等）等の名目で、設備等の購入者や工事の発注者に対して購入額の一部又は全額に相当する金額を払い戻すものであり、購入額を実質的に減額又は無償とするものです。

4.4 申請の撤回（交付要綱第 17 条参照）

助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知の受領の日の翌日から起算して 14 日以内に「交付申請撤回届出書」（第 4 号様式）を提出することで、申請を撤回することができます。

なお、撤回した交付申請に関して再度申請することはできません。

4.5 助成事業者情報の変更に伴う届出（交付要綱第 20 条参照）

申請者の名称、住所、代表者の氏名等を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書（第 5 号様式）を提出してください。

4.6 被交付者の地位承継（交付要綱第 21 条、第 22 条参照）

（1）一般承継による被交付者の地位承継

法定耐用年数の期間内に、「一般承継」（＝対象機器が相続、法人の合併や分割）によって被交付者の地位承継があった場合には「一般承継による助成事業者の地位承継届出書（第 6 号様式）」を提出しなければなりません。

また、地位承継を辞退する場合は、「一般承継による助成事業者の地位承継辞退申請書」（第 7 号様式）を提出してください。

その後の処理は、本助成金が支払われているかどうかで異なります。

① 本助成金支払い前

辞退の申請を受けた場合は、助成事業を廃止し、辞退を承認のうえ、辞退者へ通知します。

② 本助成金支払い後

辞退者へ助成金等交付財産の処分承認基準に基づき、算出された額を請求します。請求を受けた辞退者は速やかにこれを納付しなければなりません。公社は、算出金の納付を受けて、辞退者に承認を通知します。

（2）契約等による被交付者の地位承継

法定耐用年数の期間内に、「契約等」（＝一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等）によって被交付者の地位承継があった場合には「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第 8 号様式）」を提出しなければなりません。

地位承継の申請を受け、承認する場合は承継者へ通知します。

一方で、承認しない場合もその旨を承継しようとする人に通知します。

◆住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等（交付要綱第 22 条 4 参照）

- (ア) 助成事業者が住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。）である場合、当該住宅供給事業者が助成対象機器を設置した新築分譲住宅等（以下「助成新築分譲住宅等」という。）を販売し、助成対象機器の所有権が当該助成新築分譲住宅等を購入した者（以下「譲受者」という。）に移転したときは、当該住宅供給事業者及び譲受者は、当該機器の所有権が移転した日から速やかに、契約等による助成事業者の地位承継承認申請書（第 8 号様式）を公社に提出してください。
- (イ) (ア) の場合においては、助成事業者における助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は譲受者に移転します。
- (ウ) 助成新築分譲住宅等を販売する住宅供給事業者は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に（イ）に規定する内容を記載し、譲受者がこの内容に反することないように、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。
- (エ) 公社が他で実施する「特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業」「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」にて V2H の申請を行っている場合、重複での申請となり、当該事業では申請することは出来ません。申請前に該当する方は事業者とご確認いただくようお願いいたします。もし重複申請を行い、二重にて補助金を受領した場合は交付決定の取り消しとなり、違約金が発生する場合がございます。

5 管理、譲渡等の報告等

5.1 財産の管理（交付要綱第 23 条参照）

被交付者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとってください。

5.2 財産の処分（交付要綱第 24 条参照）

助成事業により取得した助成対象機器の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいい、助成事業者の地位を移転しないもの）をしようとする場合は、**処分の前**に承認申請をする必要があります。

注意事項 被交付者の地位承継

交付要綱第 21 条・22 条に定めた地位の承継を行う場合における、譲渡や交換等については、財産処分ではなく「**4.6 被交付者の地位承継**」による申請となる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

（1）処分の例

処分の例は以下となります。

処分の例	処分の基準日
対象となるV2Hの廃棄	V2Hの撤去日
助成事業者の地位を移転しない 対象となるV2Hの譲渡・貸与・交換	V2Hの引渡日
V2Hのリース契約満了・途中解約・承継による使用者変更	リース契約終了日
本助成金の交付の目的に反する使用 本助成金の要件を満たさなくなる 等	個別に公社が指定

(2) 処分制限期間（交付要綱別表第4参照）

本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間
V2H	6年（72ヶ月）

※処分制限期間は、設置日（★）から起算します。

※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合がありますので、ご注意ください。

★設置日について（交付要綱第2条参照）

本事業における設置日とは、V2Hの購入の事実を証明する書類（領収書等）に記載された領収日を、V2Hの設置日とみなします。

(3) 返還額の算出

返還額は下記の計算方法にて算出いたします。

$$\text{返還額（※1）} = \text{助成金交付額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間（※2）}}{72} \right)$$

※1 千円未満切り捨て

※2 V2Hの設置日から処分の基準日までの月数で計算

（例）10日に設置した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。

注意事項 増額要件（太陽光システムまたは車両）の処分・変更について

申請した増額要件に係る太陽光システムまたは車両を処分または変更する場合は以下をご確認ください。

- ・増額要件の処分をしようとする（増額要件を満たさなくなる）場合
助成金額の増額分から（3）の基準で計算した金額が返還額となります。
財産処分の手続きが必要となります。
- ・増額要件が変更となるが、継続して増額要件を満たす場合
指定様式「機器における変更届出書」を提出してください。
例：EV車両を他のEV車両に買い替える

(4) 処分の手続き

被交付者は、処分制限期間が経過するまで、助成事業により取得した助成対象機器の処分をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければなりません。

処分の承認を得るために被交付者は「取得財産等処分承認申請書」（第11号様式）を公社に提出してください。

その後の処理は、本助成金が支払われているかどうかで異なります。

① 本助成金支払い前

処分承認の申請を受けた場合は、処分を承認のうえ、被交付者へ通知します。

② 本助成金支払い後

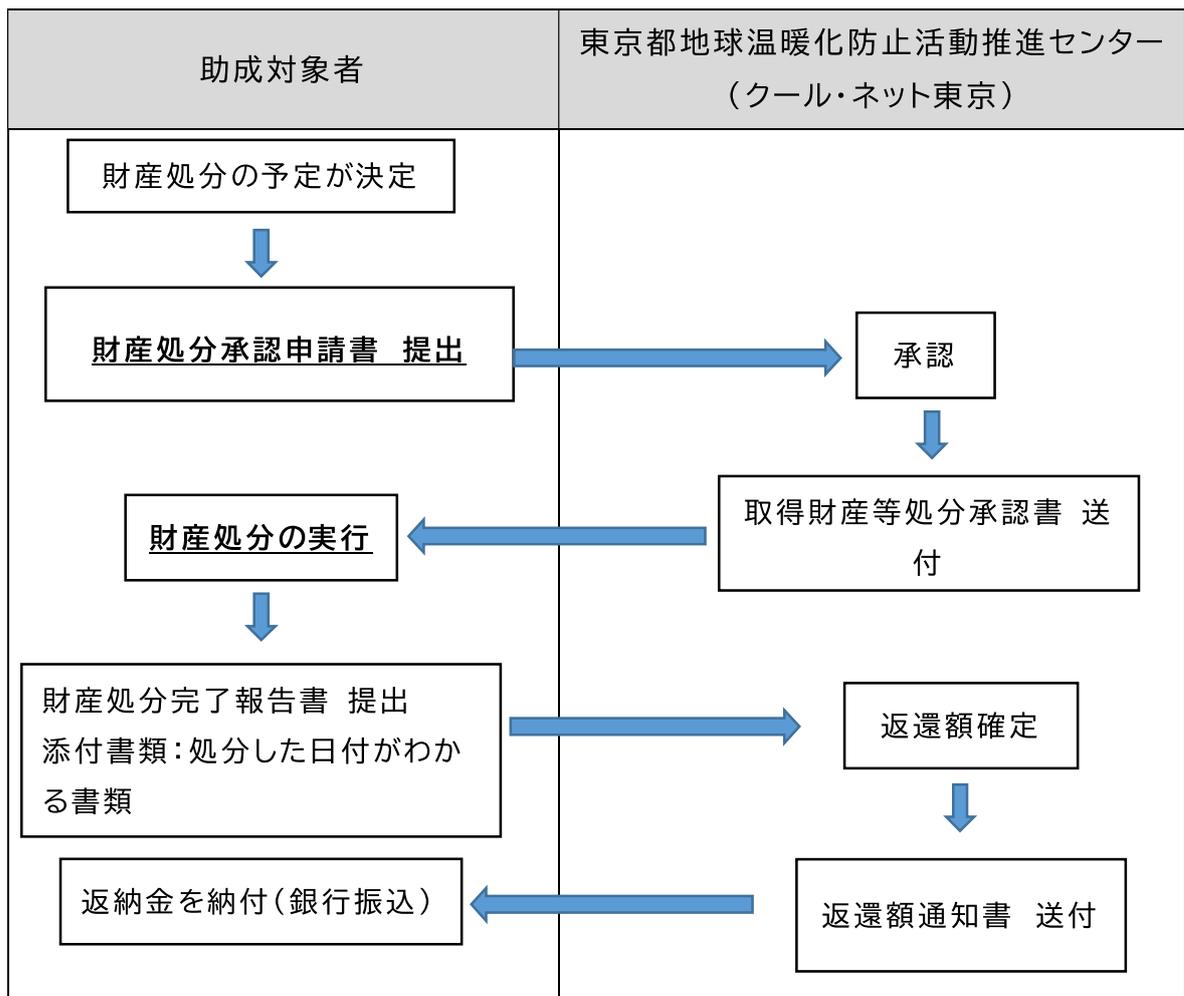
被交付者へ助成金等交付財産の処分承認基準に基づき、算出された額を請求します。請求を受けた被交付者は速やかにこれを納付しなければなりません。公社は、算出金の納付を受けて、被交付者に承認を通知します。

(5) 返還金免除要件

以下の事由により処分を行った場合は返還金が免除になることがあります。
下記の場合は別途お問い合わせください。

免除事由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により使用不可能となり <u>廃棄処分</u> する	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体発行の罹災証明書 ・メーカーまたは事業者が発行する廃棄証明書等、該当の機器が廃棄されたことを証明する書類
過失の無い事故により使用不可能となり <u>廃棄処分</u> する	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社等が発行する事故を証明する書類 ・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書等 ・メーカーまたは事業者が発行する廃棄証明書等、該当の機器が廃棄されたことを証明する書類

(6) 処分手続きの流れ



6 交付決定の取消し

6.1 交付決定の取消し（交付要綱第25条参照）

公社は、被交付者が以下の①～③のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。取り消した場合は、被交付者へ通知します。

- ① 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- ② 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- ③ 本要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。

6.2 助成金の返還（交付要綱第26条参照）

公社は、被交付者に対し、交付決定の取消しを行った場合で、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を定めて当該本助成金の全部又は一部の返還を請求します。請求金額には次項の違約加算金も課されます。

6.3 違約加算金（交付要綱第27条参照）

公社は、交付決定の取消しを行った場合、被交付者に対し返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。

6.4 延滞金（交付要綱第28条参照）

公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求した場合で、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。

6.5 他の助成金等の一時停止（交付要綱第29条参照）

公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

7 交付申請兼実績報告時の提出書類について

7.1 提出書類の準備

助成金の審査手続中、会社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。提出書類は原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。会社に提出された書類を電子メールやFAX等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。

必要事項の確認のため、必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

注意事項 添付資料について

- iPhone/iPad のカメラで写真撮影した画像を添付する場合は、「JPEG」形式に変更して下さい。
- HEIC 形式、ZIP 形式の添付は不可です。

(1) 申請者本人確認書類

助成金交付申請兼実績報告の助成対象者に関する情報を証明するものです。

以下の書類のうちいずれか一つの写しについて、公社で申請を受付けた時点で有効期限内であることが必須となります。必ず有効期限を確認の上、提出してください。

なお、申請書本人の氏名・住所の内容がはっきりと確認できるものとしてください。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）
※該当箇所をマスキングすること
- ③ 住民基本台帳カード
- ④ 日本国パスポート（住所の記載がない場合は受付不可）
- ⑤ 外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
- ⑥ 身体障がい者手帳
- ⑦ 療育手帳
- ⑧ 精神障がい者保健福祉手帳
- ⑨ 運転経歴証明書
- ⑩ マイナンバー個人番号カード（裏面は不要）
- ⑪ 住民票もしくは印鑑証明書（取得から受付まで6カ月以内のもの）

※ 現住所・氏名の記載であること。（氏名と住所が記載された面（ページ）が分かれている場合は、両方の面（ページ）が必要です。）

※ 日本で発行されたものであること。

※ 健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること。（付箋等で隠すか、写しを黒塗りしてください。）

● マスキングの例



(2) 建物の登記事項証明書（登記簿）

V2Hを設置する戸建住宅の現在もしくは全部事項証明書を提出してください。当事業での「戸建住宅」とは現在もしくは全部事項証明書の表題部の種類に「居宅」が入っているかどうかを提出前にご確認ください。「居宅・店舗」など併記表示になっているものは一部認められるものもございます。

※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。また「共同住宅」や分譲マンションなど一戸の建물에 複数世帯以上が独立して暮らせる建物は対象外です。（「2.2 助成対象となる「戸建住宅」について」もあわせてご確認ください。）

表題部 (主である建物の表示)		調製	[余白]	不動産番号	[余白]
所在図番号	[余白]				
所在	[余白]				
家屋番号	[余白]				
① 種類	② 構造	「居宅・車庫」「居宅・倉庫」などは対象 「共同住宅」「居宅・共同住宅」などは対象外			
居宅	[余白]				
所有者	[余白]				

建物の登記事項証明書（区分建物）

専有部分の家屋番号						3- [余白] 1	3- [余白] 2	3- [余白] 1	3- [余白] 2
表題部 (一棟の建物の表示)		調製	[余白]	所在図番号	[余白]				
所在		[余白]			[余白]				
建物の名称		[余白]			[余白]				
① 構造		② 床		専有部分の家屋番号が複数あるものなど共同住宅として読み取れるものは対象外					
[余白]		[余白]							
表題部 (敷地権の目的である土)									
①土地の符号	② 所在及び地番	③地目	④ 地積	m ²	登記の日付				
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	[余白]				

(3) 対象機器の売買契約書の写し

売買契約書の下記内容が分かる書類を提出してください。

- ① 発行者名と会社印
- ② 日付（契約締結日）
- ③ 契約者名
- ④ 設置場所住所
- ⑤ 対象機器等の型番
- ⑥ 対象機器等の金額（機器費及び工事費、消費税・諸経費含まず）が明確に記載されていること
- ⑦ リフォーム瑕疵保険商品名及び金額（リフォーム瑕疵保険に係る助成金申請をする場合のみ。リフォーム瑕疵保険料金について、対象機器の契約書とは別に請求書を発行している場合は、請求書の添付で可。）

※ 売買契約日は事前申込受付通知日より後のものであること。（同日でも可。）

※ 契約変更等で契約書が複数ある場合は、対象機器が入っている最終の契約書を提出すること。

※ ハイブリッドパワコンを助成対象経費に含んでいる場合は、**当該機器の売買契約書も提出すること（同契約書に記載があれば不要）**

※ 上記④～⑦が契約書に記載されていない場合は下記の参考書類を追加で提出してください。

▼記入例【参考書類】契約書追加資料

注意事項 契約書追加資料について

V2H 以外の費用（助成対象外経費）は「その他機器費（助成対象外）」や「その他工事費（助成対象外）」へ記載してください。

The image shows two examples of contract documents. The left document is titled '契約書追加資料' (Contract Addendum) and includes a table for '対象機器の金額' (Equipment Amount) and 'その他の工事費' (Other Construction Costs). The right document is also titled '契約書追加資料' and includes a table for '対象機器の金額' (Equipment Amount) and 'その他の工事費' (Other Construction Costs). Both documents have red boxes highlighting the total amount and the equipment amount. A red callout box with white text says '契約書・領収書の総額と一致するようご記載ください。' (Please enter the total amount of the contract and receipt so they match.)

(4) 対象機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳

① 下記項目が記載されている領収書を提出してください。

- 宛名（助成対象者名であること）
- 領収金額
- 助成対象経費（機器費・工事費・リフォーム瑕疵保険費用、消費税含まず）
- 設置場所住所
- 対象機器メーカー名
- 対象機器型番
- 製造番号
- 収入印紙及び割印（消印）
- 領収日
- 発行者（販売事業者）名
- 発行者（販売事業者）捺印

※①の必要項目の記載が出来ない場合や記載がない場合は、必ず公社の定める様式で領収書内訳を作成し原本を提出してください。

▼記入例 【指定様式】領収書の内訳書

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

対象機器に関する領収書の内訳について

「東京 花子」様宛に発行したV2Hに係る領収書は、●年●月●日付け領収書（領収書番号：ABC-2468-DEF）のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所住所等を下記のとおり、証明いたします。

記

1	機器費（税抜）	〇,〇〇〇,〇〇〇 円
2	設置工事費（税抜）	〇,〇〇〇,〇〇〇 円
3	設置場所住所	東京都●●区●●1-2
4	メーカー名	x x x x x 株式会社
5	型番	XX-XXXXX
6	製造番号（※）	XX-0123456

※銘板がない場合、パッケージ型番やシステム型番の製造番号の記入及び銘板写真の提出を求められることがあります。

●年 ●月 ●日

発行元
株式会社 ○○電気

株式会社
印
○○電気

- ② 新築の場合など、対象機器以外の費用が含まれている領収書についても提出は可能ですが、①の項目を証明していただくため、公社の定める様式で領収書の内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- ③ 複数台をまとめて購入した際の領収書については、対象機器 1 台ごとの助成対象経費、対象機器の製造メーカー名、対象機器の型番等上記①の内容が記載されたものがが必要です。必要に応じて領収書内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- ④ 収入印紙及び割り印（消印）が確認できるものがが必要です。収入印紙がなく、かつ、クレジット支払いである事が明確でない場合（但し書きの記載が「立替払い」となっている等。）は、追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。また、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の控えが必要です。
・電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記する必要があります
- ⑤ 個別クレジットを利用する場合には、対象機器の販売を行った者が発行した領収書が必要です。なお、個別クレジットを利用する場合において、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約であっても「交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること」を条件に助成対象者とします。
- ⑥ 領収書に記載された対象機器に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、対象機器を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります
- ⑦ ハイブリッドパワコンの金額が V2H 助成対象経費にて申請している場合、当該機器の領収書も提出すること（同領収書に記載があれば不要。記載がない場合は V2H 費用内訳書とハイブリッドパワコン費用内訳書それぞれ作成し提出すること）

（５） 対象機器の保証書の写し

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え

(お客様控え等)の写しとします。

- ② 製造者名(メーカー名)、型番がはっきり読み取れるものを提出してください。

(注意)複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器の型番、製造番号等がわかるものとしてください。

- ③ 保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は「設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明」を提出してください。

- ④ ハイブリッドパワコンの金額が V2H 助成対象経費にて申請している場合、当該機器の保証書も提出

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書

助成事業実績報告書を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象機器が新品かつ未使用品であることを証明いたします。
また、助成対象機器が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

記

1	申請者名	東京 花子	申請者と同一である必要があります
2	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号	申請設置場所と同一である必要があります
3	メーカー名	XXXX 株式会社	
4	型番	XX-XXXX	
5	製造番号	XX-0123456	
6	領収書番号	ABC2466-DEF	領収書が複数枚ある場合は、すべての領収書番号を記載してください。

以上

領収日以降の日付を記入してください。

●年 ●月 ●日

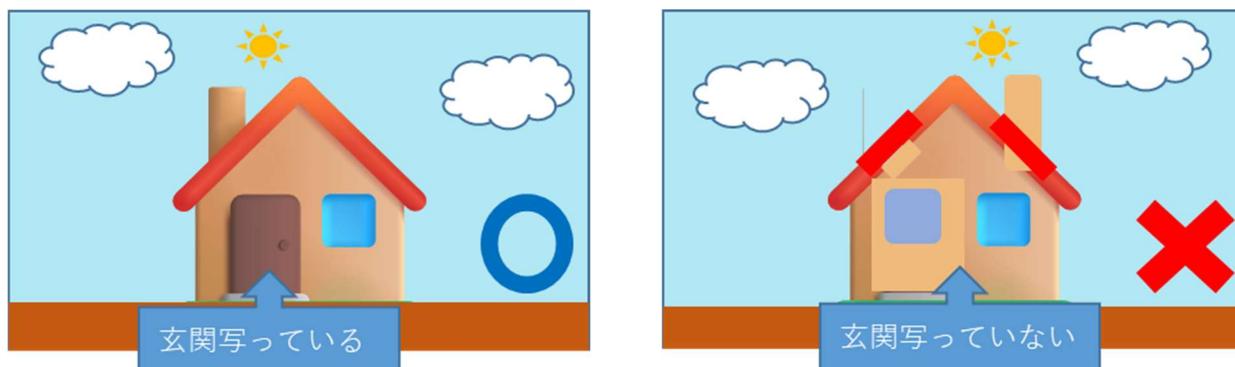
発行元
株式会社 ○○電気

株式会社
○○電気

社名のわかる印鑑としてください。

(6) V2Hを設置する建物の全景写真

- ① 1階部分から建物全体（正面玄関側）が写っているものをご用意ください。



- ② 全景写真では、助成対象機器が写ってなくても構いません。
 - ③ 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきれない場合は、複数に分かれていても構いません。
 - ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
 - ⑤ 写真の大きさは、サービス判（L サイズ 127×89mm）以上のものにしてください。
- ※ 日中の明るい時間帯に撮影をするようにお願いします。日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。
- ※ Google マップ等、web 上の地図の写しでの提出は認められません。

(7) 助成対象機器の型番及び製造番号（銘板）を示す写真

- ① 設置完了日以降の写真を提出してください。
- ② 型番と製造番号が1枚に写っている写真を提出してください。型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
- ③ 雨水やフラッシュ等で型番と製造番号（銘板）が読み取れない場合、再提出していただく必要があります。
- ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑤ 写真の大きさは、サービス判（L サイズ 127×89mm）以上のものにしてください。

7.2 提出書類チェックリスト

◆設置完了報告時の提出書類（個人・法人）

※ 7.1 提出書類の準備もあわせてご確認ください。

※ Phone/iPad のカメラで写真撮影した画像を添付する場合は、「JPEG」形式に変更して下さい。

※ HEIC 形式、ZIP 形式の添付は不可です。

No	提出書類	確認事項	備考
1	第1号様式「設置完了報告書（個人・法人用）」	オンライン申請（PC環境等によりオンライン申請で対応できない場合は紙申請可）	
2	助成申請者（個人）本人確認書類	有効期限内の最新のものであること	運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート等のうちいずれか一つ（住民票もしくは印鑑証明書の場合は申請受付日から6か月以内に発行されたもの）
3	助成申請者（法人）実在証明書類	申請受付日から6か月以内に発行されたものであること	現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
4	設置機器の売買契約書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買等契約書の日付が事前申込承認日より後のものであること 以下の内容が記載されていること 1. 発行者名と会社印 2. 日付（契約締結日） 3. 契約者名 4. 設置場所住所 5. 対象機器等の型番およびメーカー名 6. 対象機器等の金額（機器費及び工事費、消費税・諸経費含まず）が明確に記載されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要。

		<p>7. リフォーム瑕疵保険商品名及び金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4～7の記載がない場合は参考書類を併せて提出すること。 ※ハイブリッドパワコンの金額を V2H 助成対象経費にて申請している場合、当該機器の売買契約書を提出（同契約書に記載があれば不要） 	
5	設置機器の領収書（写し）・領収書の内訳（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の日付が事前申込を受付した日以降であること。 ・以下の内容が記載されていること ① 宛名（助成申請者名であること） ② 領収金額 ③ 助成対象経費（機器費・工事費・リフォーム瑕疵保険費用のみ、消費税含まず） ④ 設置場所住所 ⑤ 対象機器メーカー名 ⑥ 対象機器パッケージ型番 ⑦ 製造番号 ⑧ 収入印紙及び割印（消印）が確認できるもの（※1） ⑨ 領収日 ⑩ 発行者（販売事業者）名 ⑪ 発行者（販売事業者）捺印 <p>※ 但し書きに③～⑦の記載がない場合、以下を併せて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること ・ハイブリッドパワコンの金額を V2H 助成対象経費にて申請している場合、当該機器の領収書も提出（同書類内に記載があ 	<p>（※1）</p> <p>領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。</p> <p>また債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要。</p> <p>なお、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。</p>

		れば不要)	
6	設置機器の保証書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え（お客様控え等）の写しであること ・ハイブリッドパワコンの金額を V2H 助成対象経費にて申請している場合、当該機器の保証書も提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること （証明は機器の販売元等が公社理事長宛に提出したものであること）
7	「V2Hを設置する建物」の全景写真（カラー）	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの （建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可） ・V2Hが写ってなくても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判（Lサイズ 127×89 mm）以上であること <p>※建物の全景がはっきりと確認できない場合（日没後撮影等）は、再度撮影を依頼する可能性あり</p>	
8	V2Hの設置状態を示す写真	<ul style="list-style-type: none"> ・設置完了後の写真であること ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判（Lサイズ 127×89 mm）以上であること 	
9	V2Hの「型番」及び「製造番号（銘板）」を示す写真（カラー）	<ul style="list-style-type: none"> ・設置完了後の写真であること （設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること） ・V2Hの型番及び製造番号の 	

		<p>表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判（L サイズ 127×89 mm）以上であること 	
10	建物の登記事項証明書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・現在事項もしくは全部事項証明書の表題部にある種類に「居宅」が含まれていること <p>※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。</p> <p>※共同住宅など専有部分が複数独立してある建物は対象外。詳しくは 7.1（2）建物の登記事項証明書（登記簿）をご確認ください。</p>	<p>※申請受付から6か月以内に取得したもの</p> <p>※法務局の公印があるもの。（登記情報提供サービスで取り寄せたものは不可）</p>
11	重要事項説明書等 （住宅購入者に提示した原本の該当ページの写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第17条、第18条、第22条及び第23条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること <p>（助成金申請の手引きを参照）</p>	<p>【住宅供給事業者が申請する場合に必要】</p>
12	国等の補助金交付決定通知書もしくは額確定通知	<ul style="list-style-type: none"> ・国等の補助金と併給する場合、当該補助（予定）額が記載されている書類の写し。 	<p>オンライン申請等で紙の通知書がない場合は補助（予定）額が表示されている画面キャプチャでもよい。ただし氏名等で東京都への申請者であることが分らなければ</p>

			ばならない。
13	その他公社が審査に必要と認める書類		
増額申請時			
14	自動車検査証（写し）	<ul style="list-style-type: none"> 電子車検証の場合、自動車検査証記録事項を提出 	記載内容が読み取れること
14-2	自動車保管場所証明書（車庫証明書）または保管場所標章番号通知書	<ul style="list-style-type: none"> ※自動車検査証の使用の本拠の位置と機器設置住所が同一でない場合のみ追加が必要 記載の自動車の保管場所の位置と機器設置住所が同一であること 	記載内容が読み取れること
15	太陽光発電システムが要件に適合することを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書（写し）など 出力対比表 	詳細は「2.4 増額申請要件」もあわせてご確認ください。なお、No16は申請受付日から6か月以内であることが必要です。
16	太陽光発電システムで発電した電気が助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 接続契約のご案内（写し） 系統連系協議依頼書の控え（写し） 交付申請日以前の直近の太陽光の買電明細（写し）など 	
リフォーム瑕疵保険に係る助成申請時			
17	リフォーム瑕疵保険の保険証券又は付保証明書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> 契約締結の日付が事前申込承認日より後のものであることなど 	「2.5 リフォーム瑕疵保険への助成について」の助成条件を満たすもの
18	リフォーム瑕疵保険料請求書	<ul style="list-style-type: none"> 発注者（申請者）宛てであることなど 	No4の契約書にリフォーム瑕疵保険に係る記載があれば不要 「2.5 リフォーム瑕疵保険への助成について」をあわせてご確認ください。

◆設置完了報告時の提出書類（共同（リース）申請）

No	提出書類	確認事項	備考
1	設置完了報告時の提出書類（個人・法人）のNo1～18。		
2	設置予定機器の所有者（リース等の事業者等）実在証明書類	申請受付日から6か月以内に発行されたものであること	現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ
3	設置機器のリース等契約書（写し）	<p>・リース等契約書の日付が事前申込承認日より後のものであること。</p> <p>以下の内容が記載されていること</p> <p>①発行者名と会社印 ② 使用者氏名と捺印 ③ 設置場所住所 ④ 対象機器等の型番 ⑤ 対象機器等の金額（機器費及び工事費、消費税・諸経費含まず）が明確に記載されていること ⑥ サービス開始日および終了日 ⑦ リース等期間 ※6年（法定耐用年数）以上であること</p> <p>・③～⑤の記載がない場合は参考書類を併せて提出すること。</p> <p>・ハイブリッドパワコンの金額をV2H助成対象経費にて申請している場合、当該機器の契約書も提出（同書類内に記載があれば不要）</p>	<p>・リース等の料金は元金（機器単体費）から助成金相当分を減額した金額で算出されていること（助成金の還元について記載がない場合、公社指定の書式を提出すること。）</p> <p>・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要。</p>

(参考) 関連ホームページのご案内

- 本事業のホームページ
- 戸建住宅における V2H 普及促進事業 (V2H)
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/v2h-r6>
- 関連事業のホームページ
 - ・ FCV・EV・PHEV 車両
(燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業)
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>
 - ・ 電気自動車等の普及促進事業 (外部給電器)
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-feed/index.html>

東京都
戸建住宅における V2H 普及促進事業
(V2H ビークル トゥ ホーム)
手続きの手引き

□ 発行・編集	公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称：クール・ネット東京) 〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 10 階
---------	---